

食品加工用機械の労働災害防止対策ガイドライン

1 構造上の基準

安全カバー等の構造

柵、網などのすき間から手指が危険部分まで届かない構造

安全カバーが開いているときは機械が動かない構造

危険部分が内部にあることを標識などで明示

非常停止装置

スイッチは非常時に即座に操作できる位置に取付
スイッチの色は赤色

操作装置は誤操作等の少ないものであること

押しボタンスイッチはスイッチケース等の表面から突出していない

足踏み式スイッチにはカバーを取付

回転部分の突起物の覆い

回転部分の突起物には覆い等を設置

機械の種類別、機械の部分別に必要な対策

混合、混練、破碎等機械

回転する羽根や刃物に接触しないよう安全カバー、材料供給装置等を設置

混合等を行う容器が傾いたり、上下に動くものは労働者とのはさまれ防止の措置が必要

ロールや圧延機械

ロールなどに安全カバー等を設け、巻き込まれ防止の措置が必要

成形や圧縮機械

往復運動や回転運動を行う部分に安全カバーなどを設置

切断や切削を行う機械

加工を行う部分全体を安全カバーで覆う、材料供給装置を取り付ける、刃部を安全カバーで覆うなどの措置が必要

刃物が回転する機械は、停止操作をしたときに、速やかに回転が止まる構造

材料や製品の供給、送給する機械部分

材料投入口は、内部の危険部分に手指が届かない構造であるか、蓋、安全ガードなどを設置

材料投入口の開閉式の蓋やホッパーが開くと機械が止まる構造

コンベア

コンベアの駆動部分に安全カバーを取付

熱による加工機械（焼く、ゆでる等）

高温部分は断熱材などで覆う

燃焼不良のとき燃料を遮断する装置を設置



2 設置の際の留意事項

作業に必要なスペースの確保

機械の周囲は、清掃や点検も含め作業するのに十分な広さを確保

機械は安定に据付



機械重量及び運転時の荷重を考慮し、強固な基礎の上に据付

車輪のある機械では、移動することがないように車輪止めなどで確実に固定

転倒のおそれがある機械は、床や壁にボルトなどで固定

操作盤は適切な位置に設置

操作盤を機械本体と別に設置するときは、操作者が機械の作動を見渡せる位置に設置

電気配線等の安全確保

電気配線、油圧及び空気圧配管などは損傷を受けることがないようにカバーを設置

アース端子はすべて確実に接地

湿潤な場所で使用する機械には、感電防止用漏電しゃ断装置を設置

設置後は動作確認

機械を設置した後、機械の作動、関連機器との連動状況等に異常がないことを確認

3 使用の際の留意事項

適切な作業服等の着用

適切な作業帽や作業服の着用

床が水、油で濡れている場合、長靴等着用

危険防止措置の確認

機械の動力伝達部分、调速部分、加工部分に安全カバー等があるか確認



作業規定の作成

機械の操作方法・手順、作業位置・姿勢等
複数作業者の共同作業がある場合、相互の合図の
方法及び関連機器操作者との合図の方法
機械に生じる異常の内容及び判別法、異常内容に
応じた措置

非常停止装置で機械が停止したときに再起動させ
るために必要な異常事態の解除、安全確認の方法
その他作業の安全のために必要な事項

作業環境の整備

作業を安全に行うための照度の確保
常時高さ1 m以上の作業床での作業は手すり設置
作業場床面は滑り、つまずき等防止対策要

機械の運転時の留意事項

機械の起動時、作業部分に人が触れていないこと
を確認し、合図する
製品の取り出し等のため危険部分に接近する作業
をする場合、機械の運転を完全に停止



清掃、点検等の場合の留意事項

機械の清掃、洗浄、給油、点検、調整、刃物の取
替え、目詰まりの除去等は機械の運転を完全に停
止してから行う

清掃等のために機械の運転を停止した時は、操作
装置に鍵をかける、作業中である旨の表示板を取り
付けるなど他の者が機械を運転することを禁止
する措置を行う



機械の種類別、機械の部分別の留意事項

混合、混錬、破砕等を行う機械
機械等に付着した材料をかき落とすなどの作業は
押し棒等の適切な用具を使用

切断や切削を行う機械
必要に応じて手指を保護する手袋使用。のこ歯機
械はこの歯に巻き込まれるおそれのある軍手は使
用しない

刃物は常に研磨し、適正な切れ味を保持
材料や製品の供給、送給などを行う部分
投入口等に残った材料や出口に残った製品を除去
する場合、機械を停止して行うか又は押し棒等の
適切な用具を使用

4 定期検査等

作業開始前点検

安全カバー等の異常の有無
インターロック機能（危険部への接触防止）
機械本体、外部配線、附属配管等の亀裂、損傷等
外観上の異常の有無
油圧及び空気圧系統
の圧力の異常の有無
潤滑油の注油状況
及び油漏れの有無
制動装置の機能
非常停止装置の機能
作動の異常の有無
異常音及び異常振動の有無
定期検査
主要部分のボルト等のゆるみの有無
制動装置、非常停止装置等の異常の有無
歯車、ベルト、クラッチ等動力伝導部分の異常の
有無
電磁弁、減圧弁、圧力計等油圧及び空気圧系統の
異常の有無
配線、開閉器等電気系統の異常の有無
補修と記録



作業開始前点検や定期検査で異常を発見したとき
は、直ちに補修。定期検査・補修した際は、その内
容を記録し、3年以上保存。

5 安全衛生教育

食品加工用機械の各部の構造及び機能
食品加工用機械の取扱方法
関連機器及び連動する機器の取扱方法
作業規定
作業開始前点検及び定期検査の方法
災害事例
関係法令

実技教育は機械に異常が発生した場合の措置を含
めて行う

